

2007年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

学校教育法、教育職員免許法等、地方教育行政法 教育改悪3法案の廃案を求める請願書

政府・文部科学省は、先の臨時国会で多くの父母・国民、教職員の反対をおしきり、教育基本法の改悪を強行しました。法案についてじゅうぶんな審議がおこなわれなかったため、疑問点と問題点が山積しているにもかかわらず、今度は、今国会で学校教育法、教育職員免許法等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地方教育行政法）の一部改正案を提出し、改悪教育基本法の具体化をすすめようとしています。

この3法案は憲法の諸原則に反し、教育への国家の介入を強めるという重大な問題をもっています。これらの改悪が強行されれば、現在、教育現場でおきているさまざまな困難が解決されるどころか、よりいっそうの困難が子どもと教育、教職員にふりかかってきます。

私たちは、教育の現場にいっそうの困難と混乱をもたらす教育改悪3法案に反対し、以下のとおり要求します。

記

- 1、学校教育法、教育職員免許法等、地方教育行政法を変える「教育改悪3法案」を廃案にしてください。

氏 名	住 所

【取扱団体】 全日本教職員組合・教組共闘連絡会・子ども全国センター

子どもも先生も追いつめる

教育「改正」3法案

そのねらいは…

- 学校教育法
- 教育職員免許法等
- 地方教育行政法

国 いいなりの教育づくり



学校教育法改悪で

子どもに「愛国心」の押しつけ

「改正」教育基本法の具体化として、小学校や中学校の目標に、「国を愛する態度」を入れ込もうとしています。

教育基本法をめぐる国会審議では、「国を愛する態度」＝「愛国心」を子どもと国民に押しつけることは憲法第19条が定める内心の自由に関わる大問題であることが明らかにされました。国会答弁でも当時の小坂文部科学大臣は「愛国心にABCをつけるなど、とんでもない」と答弁せざるをえませんでした。「改正」教育基本法は憲法に違反する法律であり、その具体化のために学校の目標を変えてはなりません。

新たな上意下達体制づくり

副校長や主幹、指導教諭という新たな職をつくり、これを学校教育法第28条に位置づけようとしていることも問題です。これは、学校に新たな上意下達体制をつくり、教職員への管理統制をつよめるものです。

副校長は授業を持たず、主幹や指導教諭も極端に授業持ち時間が少なくなることが予測されます。教職員を増やさず、そうした職をつくることになれば、いまでも過労死

ラインぎりぎりで働いている教職員は、いっそう長時間・過密労働の状況に置かれることになり、子どもの教育への否定的影響ははかりしれません。

教育職員免許法等改悪で

子どもより管理職にする教師づくり

教育職員免許法では、教員免許を10年ごとに更新するしくみがねらわれています。これは、教壇から排除する制度を設けることで、教員を時の政府のいいなりにさせる法律であり、また教員の身分を著しく不安定にするものです。これでは、子どもたちに目を向け、安心して教育に専念することが難しくなります。

医師や弁護士など他の職の免許は終身免許です。教員免許のみに期限をつける根拠はなく、この制度が導入されれば教員志望者の激減につながります。また、教員の指導力を高めるのではなく、排除をすすめる教育公務員特例法の「改正」もあわせておこなおうとしています。



2007.3.11 朝日新聞

地方教育行政法改悪で

地方分権に逆行 憲法違反の疑いも

地方教育行政法では、一方で「地方分権」を言いながら、教育委員会に対する国の関与を強め、中央集権的教育行政をおこなおうとしています。中教審が2月28日におこなったヒアリングでも異論が続出しました。また、都道府県教育長協議会、教育委員長協議会も文部科学大臣に対し、地方分権の立場で対応することを強くもめています。

教育行政の基本は地方自治であることは、憲法の原則です。旭川学テ最高裁判決でも、地方自治が教育の原則だと確定しています。

全教・教組共闘・子ども全国センター

(連絡先)

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3F

TEL:03(5211)0123 FAX:03(5211)0124 <http://www.zenkyo.biz>